

◎ 障がいの基準

【父又は母の基準】

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下の人
 - ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下の人
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下の人
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下の人
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上の人
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつ人
- 4 両上肢の全ての指を欠く人
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつ人
- 6 両下肢の機能に著しい障がいをもつ人
- 7 両下肢を足関節以上で欠く人
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつ人
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつ人
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつ人
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつ人であって、厚生労働大臣が定めるもの

【子どもの基準】

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下の人
 - ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下の人
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下の人
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下の人
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上の人
- 3 平衡機能に著しい障がいをもつ人
- 4 そしゃくの機能を欠く人
- 5 音声又は言語機能に著しい障がいをもつ人
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠く人
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつ人
- 8 一上肢の機能に著しい障がいをもつ人
- 9 一上肢の全ての指を欠く人
- 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつ人
- 11 両下肢の全ての指を欠く人
- 12 一下肢の機能に著しい障がいをもつ人
- 13 一下肢の足関節以上で欠く人
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつ人
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の人
- 16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の人
- 17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の人

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(注) 以上の障がいについては、志木市が指定する障がい認定審査医の認定が必要となります。